

第53回定時株主総会 会場のご案内

【会 場】大崎ブライトコア 3階「大崎ブライトコアホール」
東京都品川区北品川五丁目5番15号

【交 通】JR 山手線・JR 埼京線・JR 湘南新宿ライン・りんかい線
「大崎駅」新東口（南改札） 徒歩約5分



1 南改札口を出て左手、新東口へ
南改札Aを出て左手、新東口B方面へとお進みください。

2 1階に降りてください
正面に見えるエレベーターC、または左奥に設置されたエスカレーターDで1階に降りてください。
※エレベーターCをご利用の際は、1階に降りたらUターンしてください。

3 小関橋を渡りさらに直進してください
1階に降り、そのまま直進すると川が見えます。
小関橋を渡し、さらに直進してください。

4 セブンイレブンが1階に入ったビルの3階になります
直進するとスターバックスコーヒーが左手に見えてきます。
小関橋交差点を渡し、セブンイレブンが1階に入ったビルの3階が「大崎ブライトコアホール」です。



NAVITIME

出発地から株主総会
会場までスマホが
ご案内します。



スマートフォンで
QRコードを
読み取りください。



(証券コード:2335)

(証券コード 2335)

CUBE SYSTEM

株式会社 キューブシステム

第53回定時株主総会

招集ご通知



開催情報

■日時

2025年6月26日(木曜日)
開会 午前10時(午前9時受付開始)

■場所

東京都品川区北品川五丁目5番15号
大崎ブライトコア 3階
「大崎ブライトコアホール」

■決議事項

第1号議案 取締役7名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件

株主総会当日はお土産をご用意しておりますが、
ご提出の議決権行使書の枚数にかかわらず、
ご来場の株主様お一人につき1つとさせていただきます。

ご出席の際は、裏表紙のご案内をご確認いただき、ご来場ください。

招集ご通知がスマホでも！



パソコン・スマートフォン
からでも招集ご通知がご覧
いただけます。

<https://p.sokai.jp/2335/>



株主総会当日はお土産をご用意しておりますが、
ご提出の議決権行使書の枚数にかかわらず、
ご来場の株主様お一人につき1つとさせていただきます。

第53回定時株主総会招集ご通知

2025年6月5日

株主の皆様へ

皆様には、平素より株式会社キューブシステムをお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

第53回定時株主総会の招集ご通知をお届けいたします。

当社は1972年の創立以来、高度・多様化する顧客のIT化ニーズに柔軟に対応し、最適なシステムソリューション・サービスのご提供に努めてまいりました。

今年度は中長期経営ビジョン《VISION 2026》第2次中期経営計画の2年目となります。第2次中期経営計画の基本方針である「第二の創業 ～基本に忠実に、そして飛躍的な成長へ～」のもと、サービス品質とステークホルダーとの信頼関係を大切にしながら、これまでの基盤をもとに挑戦を続けてまいります。

当社グループは、あらゆるステークホルダーに対する責任を意識し、皆様方のご期待にお応えするよう、企業価値の向上に努める所存です。より一層のご理解とご支援を賜りますよう何卒お願い申し上げます。

東京都品川区大崎二丁目11番1号
株式会社キューブシステム
代表取締役 社長執行役員 中西 雅洋



当社第53回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.cubesystem.co.jp/>



(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式情報」「株主総会情報」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「キューブシステム」または「コード」に当社証券コード「2335」を入力、検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、2025年6月25日(水曜日)午後5時30分までに到着するようにご送付いただくか、当社の指定する議決権行使ウェブサイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)より、2025年6月25日(水曜日)午後5時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

1 日 時 2025年6月26日(木曜日)午前10時(午前9時受付開始)

2 場 所 東京都品川区北品川五丁目5番15号
大崎ブライトコア 3階「大崎ブライトコアホール」

車いすでご来場の株主様には、会場内専用スペースを設けております。ご来場の際には、スタッフがご案内いたします。

3 目的事項	報告事項	1. 第53期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第53期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)計算書類報告の件
	決議事項	第1号議案 取締役7名選任の件 第2号議案 監査役1名選任の件

4 議決権の行使についてのご案内 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

その他のご案内については5頁～6頁記載の「議決権行使のご案内」をご参照ください。

以上

交付書面の省略事項について

電子提供措置事項についてインターネット上の各ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

剰余金の配当のお知らせ

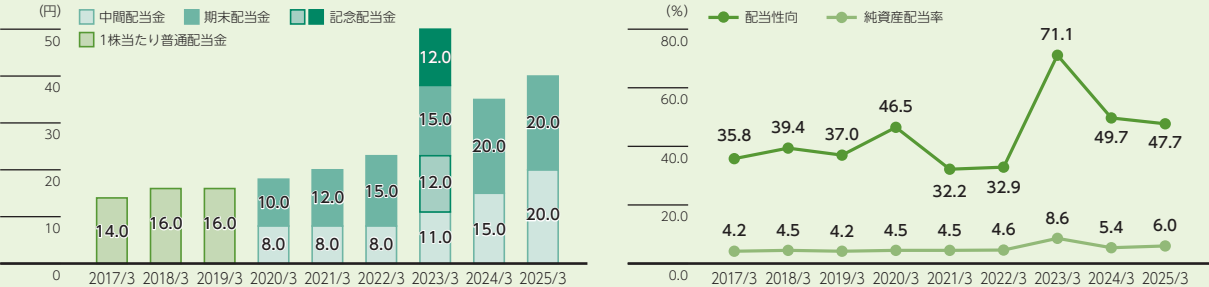
当社は、2017年6月28日の株主総会決議により、剰余金の配当等の決定を取締役会で行う旨の定款規定を設けております。この当社定款規定に基づき、2025年4月30日開催の当社取締役会におきまして、第53期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の期末配当金のお支払いにつき、次のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

- ① 期末配当金 1株につき 金20円
- ② 効力発生日ならびに支払開始日 2025年6月6日(金曜日)

なお、口座振込をご指定の方および株式数比例配分方式をご指定の方には、2025年6月5日に「配当金計算書」および「『配当金振込先ご確認』のご案内」をご送付申し上げる予定ですので、内容をご確認くださいようお願い申し上げます。

上記以外の方には、同日に「配当金領収証」および「配当金計算書」をご送付申し上げる予定ですので、払渡期間内(2025年6月6日から2025年7月31日まで)にお近くのゆうちょ銀行または郵便局の貯金窓口で配当金をお受け取りください。

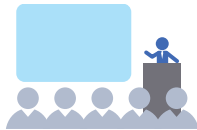
(参考) 配当金、配当性向および純資産配当率の推移



(ご参考)

議決権行使のご案内

株主総会参考書類(7頁～15頁)をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。



株主総会への出席による議決権行使

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、第53回定時株主総会招集ご通知(本書)をご持参ください。



書面による議決権行使

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、
2025年6月25日(水曜日)午後5時30分までに到着するようご返送ください。
詳しくは、下記をご覧ください。



インターネットによる議決権行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスして
いただき、**2025年6月25日(水曜日)午後5時30分**までにご行使ください。
詳しくは、右記をご覧ください。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

→ **こちらに、各議案の賛否をご記入ください。**

第1号議案

- 全員賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
- 全員否認する場合 → 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を否認する場合 → 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

第2号議案

- 賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
- 否認する場合 → 「否」の欄に○印

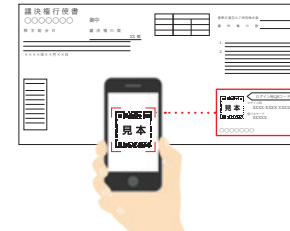
インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえご行使いただきますようお願い申し上げます。

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票(右側)に記載のQRコードを読み取ってください。
- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック。
- 3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

※操作画面はイメージです。

- 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027 (通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

議案および参考事項

第1号議案 | 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員(6名)は任期満了となります。つきましては、社外取締役3名を含む取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号

1

代表取締役会長

さきやま おさむ

崎山 収

再任

■略歴、地位および担当

1972年 7 月 当社設立

2015年 6 月 当社代表取締役 社長

1975年10月 当社取締役

2020年 4 月 当社代表取締役会長(現任)

1989年 5 月 当社代表取締役社長

生年月日	所有する当社株式の数	取締役在任年数	取締役会出席回数
1950年7月16日生(満74歳)	946,540株	49年(本総会終結時)	14／16回

取締役候補者の選任理由

1972年7月の当社創業以来、長年にわたり当社グループの経営を指揮し、ビジネスモデルの確立による収益基盤の強化、継続的な事業成長のための経営革新など、常に先進性を求め、技術と創造力を両輪に成長を牽引してまいりました。また、コーポレート・ガバナンスの強化を進め、経営の透明性・健全性に努めてまいりました。

以上のことから、引き続き取締役として適任と判断し、候補者といたしました。

重要な兼職の状況

なし



候補者番号

2

代表取締役 社長執行役員

なかにし まさひろ

中西 雅洋

再任

■略歴、地位および担当

1982年 4 月 野村コンピュータシステム株式会社(現株式会社野村総合研究所)入社

2017年 4 月 当社執行役員

2002年 4 月 同社流通・社会ソリューション部門事業企画室長

2018年 4 月 当社常務執行役員

2020年 4 月 当社社長執行役員(現任)

2008年 4 月 同社サービス・産業システム事業本部業務管理室長

2020年 6 月 CDO(Chief Digital Officer)

2009年10月 同社中部支社 副支社長

2020年 6 月 当社代表取締役(現任)

生年月日	所有する当社株式の数	取締役在任年数	取締役会出席回数
1958年11月6日生(満66歳)	32,700株	5年(本総会終結時)	16／16回

取締役候補者の選任理由

2017年に当社執行役員に就任以来、システムソリューション・サービス事業における特定顧客との関係性を強化・推進し、事業の成長に貢献しております。また、継続的な事業成長のための経営革新など、常に先進性を求め、技術と創造力を両輪に成長を牽引するとともに、経営ビジョン「V2026」の実現に向け、強力なリーダーシップを発揮し、経営改革を確実に推し進めております。

以上のことから、取締役として適任と判断し、候補者といたしました。

重要な兼職の状況

なし



候補者番号

3

取締役

とちざわ まさき

栃澤 正樹

再任

■略歴、地位および担当

1975年 4 月 野村コンピュータシステム株式会社(現株式会社野村総合研究所)入社

2008年 6 月 当社取締役

2006年 4 月 同社執行役員関西支社長

2012年 6 月 当社常務取締役

2008年 4 月 当社執行役員

2015年 6 月 当社取締役 専務執行役員

2020年 4 月 当社取締役(現任)

生年月日	所有する当社株式の数	取締役在任年数	取締役会出席回数
1953年1月14日生(満72歳)	20,600株	17年(本総会終結時)	16／16回

取締役候補者の選任理由

2008年に当社取締役に就任以来、システムソリューション・サービス事業における特定顧客との関係性を強化・推進し、事業の成長に貢献してまいりました。2020年より非業務執行取締役として、培ってきた経験と実績による多角的な視点をもって、当社経営の適切な意思決定、監督機能の強化に寄与しております。

以上のことから、引き続き取締役として適任と判断し、候補者といたしました。

重要な兼職の状況

なし

候補者番号

4

常務執行役員

おだかみのる

小高実

新任

■略歴、地位および担当

1999年10月

当社入社

2020年 4 月

当社常務執行役員（現任）

2007年10月

当社執行役員

2018年 4 月

当社上席執行役員

生年月日	所有する当社株式の数
1967年3月20日生（満58歳）	26,000株

取締役候補者の選任理由

2007年に当社執行役員に就任以来、システムソリューション・サービス事業における特定顧客との関係性を強化・推進し、事業の成長に貢献しております。今後は、取締役常務執行役員として経営ビジョン「V2026」の実現のため、執行、監督機能の両面から当社企業価値の向上への貢献を期待しております。以上のことから、取締役として適任と判断し、候補者いたしました。

重要な兼職の状況

なし





候補者番号

5

取締役（社外）

しいのたかお

椎野孝雄

再任

社外

独立

■略歴、地位および担当

1979年 4 月

株式会社野村総合研究所入社

2010年 7 月

ザ・グリーン・ブリッド日本リエゾン委員会 委員長

2000年 6 月

同社取締役

2012年 4 月

公益財団法人野村マネジメント・スクール学長

2002年 4 月

同社取締役 常務執行役員

2012年 6 月

同法人専務理事

2007年 4 月

同社理事

2015年 6 月

当社社外取締役（現任）

2007年 5 月

一般社団法人情報サービス産業協会 常任理事

2009年 4 月

日本データセンター協会理事

生年月日	所有する当社株式の数	社外取締役在任年数	取締役会出席回数
1954年9月17日生（満70歳）	一株	10年（本総会終結時）	16／16回

社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要

長年にわたる企業経営および情報産業に関する豊富な経験、知見を有し、当社取締役会においても、適切かつ有益な助言・提言を行っております。今後も独立・客観的立場から当社の経営を監督し、ガバナンス体制の強化への積極的な発言・関与を期待できることから、引き続き社外取締役として適任と判断し、候補者いたしました。なお、同氏が選任された場合は、取締役会の議長として当社の業務執行の決定や職務執行の監督等に加え、指名・報酬諮問委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

重要な兼職の状況

なし

候補者番号

6

取締役（社外）

ながたはなえ

永田英恵

再任

社外

独立

■略歴、地位および担当

2012年 4 月

医師免許取得

2018年 5 月

株式会社PhileLife 代表取締役（現任）

2012年 4 月

武蔵野赤十字病院入職

2020年 6 月

当社社外取締役（現任）

2016年 5 月

ヤフー株式会社 産業医

生年月日	所有する当社株式の数	社外取締役在任年数	取締役会出席回数
1986年12月5日生（満38歳）	一株	5年（本総会終結時）	16／16回

社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要

大手IT企業、食品業、サービス業等、さまざまな業種での産業医としての経験があり、職場環境の整備、メンタルヘルス対策等に関する幅広い知見を有し、当社取締役会においても当該分野において有益な助言・提言を行っております。今後も独立・客観的立場から当社の経営を監督し、ガバナンス体制の強化への積極的な発言・関与を期待できることから、引き続き社外取締役として適任と判断し、候補者いたしました。なお、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

重要な兼職の状況

株式会社PhileLife 代表取締役

株主総会参考書類

10

候補者番号

7

取締役(社外)

さいとう

たかあき

齋藤 毅文

再任

社外

独立

■ 略歴、地位および担当

1995年 4 月	監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入所	2021年 9 月	株式会社セットザディレクション 代表取締役(現任)
1999年 7 月	公認会計士登録(第15348号)	2021年11月	齋藤毅文公認会計士事務所 所長(現任)
2001年 4 月	株式会社富士銀行(現 株式会社みずほ銀行)出向	2023年 6 月	当社社外取締役(現任)
2012年 7 月	有限責任監査法人トーマツ パートナー就任	2024年 5 月	株式会社薬王堂ホールディングス 社外取締役(現任)

生年月日	所有する当社株式の数	社外取締役在任年数	取締役会出席回数
1971年12月3日生(満53歳)	一株	2年(本総会終結時)	16／16回

社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要

公認会計士として企業会計やコーポレート・ガバナンスに関する幅広い知見を有するとともに、企業経営に関する豊富な経験・知見を有し、当社の取締役会において当該分野において有益な助言・提言を行っております。今後も独立・客観的立場から当社の経営を監督し、ガバナンス体制の強化への積極的な発言・関与が期待できることから、引き続き社外取締役として適任と判断し、候補者いたしました。なお、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員長として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

重要な兼職の状況

株式会社セットザディレクション 代表取締役
齋藤毅文公認会計士事務所 所長
株式会社薬王堂ホールディングス 社外取締役



- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 椎野孝雄氏、永田英恵氏、齋藤毅文氏は、社外取締役候補者であります。
3. 椎野孝雄氏、永田英恵氏、齋藤毅文氏は、当社と会社法第427条第1項および定款の規定に基づく損害賠償責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項第1号ハおよび第2号に定める最低責任限度額としております。3氏の再任が承認された場合、当社は3氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の損害賠償金または争訟によって生じた費用等の損害を当該保険契約によって補填することとしております。各候補者が取締役選任に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、椎野孝雄氏、永田英恵氏、齋藤毅文氏を東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として届け出ており、3氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第2号議案 | 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役野中達雄氏が任期満了となります。つきましては、社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

常勤監査役(社外)

のなか

たつお

野中 達雄

再任

社外

独立

■ 略歴、地位

1982年 4 月	三菱商事株式会社入社	2018年10月	三菱商事株式会社 定年退職
1996年 3 月	Mitsubishi Motors Credit of America,Inc. 出向 Director, Treasurer	2021年 4 月	三菱オートリース株式会社 転籍
2009年 2 月	同社 リース事業ユニット 次長	2021年 6 月	同社常務執行役員
2010年 5 月	三菱オートリース株式会社 出向 常務執行役員 兼 財務部長		当社常勤監査役(現任)

生年月日	所有する当社株式の数
1958年10月25日生(満66歳)	一株

社外監査役候補者の選任理由

財務・経理業務と財務管掌役員として、経営管理に携わり、経営する上での財務的視点やノウハウ、専門性の高い見識を有しております。同氏の専門性、経験および見識を活かし、また社外の視点から、質の高い監査で当社にご尽力いただけると考えております。

重要な兼職の状況

なし



- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 野中達雄氏は、社外監査役候補者であります。
3. 野中達雄氏は現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
4. 野中達雄氏は、当社と会社法第427条第1項および定款の規定に基づく損害賠償責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項第1号ハおよび第2号に定める最低責任限度額としております。再任が承認された場合、当社は上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の損害賠償金または争訟によって生じた費用等の損害を当該保険契約によって補填することとしております。候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、野中達雄氏を東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として届け出ており再任が承認された場合、再度独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

(参 考)

本定時株主総会において、第1号議案、第2号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会の構成および専門性は、以下のとおりです。

当社における地位 氏 名			特に専門性を発揮できる分野							
			ガバナンス・ 経営管理	法令・ コンプラ イアンス	ITサービス	DX・新技術・ コンサル ティング	生産技術・ 品質管理	財務・ サステナ ビリティ	人事・ 人材・ 健康経営	
再任	取締役会長	さき やま 崎 山	おさむ 收	○		○				
再任	代表取締役 社長執行役員	なか にし 中 西	まさ ひろ 雅 洋				○	○		○
再任	取締役	とち ざわ 栃 澤	まさ き 正 樹			○				
新任	取締役 常務執行役員	お だか 小 高	みのる 実		○	○				○
再任	社外取締役	しい の 椎 野	たか お 孝 雄	○		○	○			
再任	社外取締役	なが た 永 田	はな え 英 恵							○
再任	社外取締役	さい とう 斎 藤	たか あき 毅 文	○	○				○	
	常勤監査役	うち だ 内 田	とし お 敏 雄	○				○		○
再任	常勤監査役	の なか 野 中	たつ お 達 雄		○				○	
	監査役	み い だ 三井田	ゆ か こ 由香子						○	
	監査役	ふく しま 福 嶋	み さと 美 里	○	○					

スキルの選定理由

ガバナンス・経営管理
適切なコーポレート・ガバナンス体制を維持し、公平かつ効率的な経営に取り組み、重要な意思決定や中長期的な企業価値の向上に資する事業戦略の策定・推進を実現するためには、企業経営・事業戦略全般に関する豊富な専門性・経験が必要なスキルであるため。
法令・コンプライアンス
社員一人ひとりが自立したビジネスパーソンとして、すべてのステークホルダーからの信頼に応え、健全で持続的な企業価値の向上を実現するためには、企業活動の根本である法令遵守・コンプライアンスの徹底に関する知見が必要なスキルであるため。
ITサービス
当社の基盤となるSIビジネスやエンハンスビジネスに十分な理解を持ち、持続可能なサービスを提供し、顧客ビジネスの発展に貢献するためには、これらITサービスに関する豊富な専門性・経験が必要なスキルであるため。
DX・新技術・コンサルティング
顧客視点で社会課題の解決に資する経験を持ち、全社的なデジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進を実現するためには、先進技術の活用に関する経験やコンサルティングの知見が必要なスキルであるため。
生産技術・品質管理
当社の基本方針である「顧客第一主義」を基準に、お客さまの満足を得る高品質なサービス提供を実現するためには、生産技術によるものづくりと品質を確保するための知見が必要なスキルであるため。
財務・サステナビリティ
顧客が直面する社会課題を事業機会として位置づけ、持続的な成長を目指し、必要な投資の実行を実現するためには、健全で強固な財務基盤を支える財務会計に関する知見が必要であるため。
人事・人材・健康経営
社員の挑戦や自己実現を支援する人事制度の改革や新しい働き方の提案、ブランド価値向上等を実現させ、持続的成長への基盤固めを実現するためには、人事・人材開発・労務に関する豊富な専門性・経験が必要なスキルであるため。

株主総会参考書類

15



株主総会参考書類

16

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の改善に伴う所得の向上や円安に伴う輸出の拡大、インバウンドの増加に伴う消費の拡大等が牽引し、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方で、米国の政策変更を起点とする世界経済の不確実性は高まっており、世界的な資源・原材料価格の高騰ならびに物価の上昇等、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

このような状況の中、業種や事業規模を問わずDX（ビジネス変革・プロセス変革）需要の高まりが継続し、クラウドを活用したシステムインテグレーションや管理運用受託企業の情報化投資は堅調に推移しました。一方で、経済環境・事業環境の著しい変化を受け、事業ポートフォリオの見直しを進めつつも、設備投資に足踏みをする企業もあります。

当社グループにおきましては、公共分野やエネルギー分野での受注が拡大する中、リソースの最適化や生産体制の確保に努め、業容拡大に向けた施策を実施してまいりました。しかしながら、当初見込んでいた高収益案件が減少したことや、不採算案件等の発生により利益が伸び悩みました。また、処遇の向上およびインセンティブ・プランの導入、新入社員の採用拡大等により人件費が上昇しています。加えて、海外子会社への教育投資や、社員のエンゲージメント強化施策の実施等により、製造経費および販管費が大幅に増加しました。

その結果、当連結会計年度における業績は売上高18,351百万円（前期比1.8%増）、営業利益は1,380百万円（同10.1%減）、経常利益は1,393百万円（同12.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,261百万円（同18.2%増）となりました。

所在地別のセグメントの業績は、CUBE SYSTEM VIETNAM CO.,LTD.、上海求歩信息系统有限公司を連結の範囲に含めておりますが、当連結会計年度における本邦の売上高が、全セグメントの売上高の合計に占める割合の90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

② 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額2,300百万円の当座貸越契約および貸出コミットメント契約を締結しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

連結業績

売上高	営業利益	親会社株主に帰属する当期純利益
183.5億円	13.8億円	12.6億円
前期比 1.8%▲	前期比 10.1%▼	前期比 18.2%▲

(2) 財産および損益の状況

区 分	第49期 (2020年度)	第50期 (2021年度)	第51期 (2022年度)	第52期 (2023年度)	第53期 (当連結会計年度) (2024年度)
売 上 高 (百万円)	14,788	16,099	16,325	18,021	18,351
営 業 利 益 (百万円)	1,174	1,417	1,452	1,536	1,380
売 上 高 営 業 利 益 率 (%)	7.9	8.8	8.9	8.5	7.5
経 常 利 益 (百万円)	1,295	1,432	1,480	1,590	1,393
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	844	944	989	1,067	1,261
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	62.11	69.82	70.35	70.39	83.81
R O E (%)	14.0	13.8	11.8	10.8	12.0
総 資 産 (百万円)	9,444	10,064	12,547	13,487	14,366
純 資 産 (百万円)	6,515	7,214	9,616	10,133	10,874
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	476.52	531.14	634.29	668.41	722.27
自 己 資 本 比 率 (%)	68.6	71.2	76.6	75.1	75.7
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,043	1,015	891	1,044	255
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	58	△134	△304	△259	△68
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△215	△324	1,102	△672	△780

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 役員報酬BIP信託口が保有する当社株式を、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を2021年度連結会計年度の期首から適用しており、2021年度以降の連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社北海道キューブシステム	53百万円	100.0%	システムソリューション・サービス
CUBE SYSTEM VIETNAM CO.,LTD.	600千米ドル	100.0%	システムソリューション・サービス
上海求歩信息系统有限公司	6,500千 人民元	100.0%	システムソリューション・サービス

(4) 対処すべき課題

当社が属する情報サービス産業は、DX需要の継続やAI技術の活用に伴う情報化投資、省力化に向けたソフトウェア投資需要等が増加する見通しですが、一方で、原材料価格の上昇や諸資源の供給面の制約が継続し、金融資本市場の変動リスクは景気の行方を不透明な状況に晒しています。こうした経営環境のもとで、企業には中長期的な課題対策のみならず、リスクに対する機動的な対応が求められます。

当社グループでは、「サステナビリティ基本方針」の下、企業価値の向上と社会課題の解決双方の実現に向けてサステナビリティ経営を遂行しております。当社グループは、中長期経営ビジョン《VISION 2026》の実現に向けて事業基盤と経営基盤を整備し、2024年度から2026年度までの第2次中期経営計画で飛躍的な事業成長に向けて取り組んでおります。

このような状況の中、優先的に取り組むべき重点施策は、以下の通りです。

重点施策

1) 事業の成長

当社は、これまで培ってきた強みと実績を基に、デジタルビジネス、SIビジネス、エンハンスビジネスの3つを事業の軸として推進しております。第2次中期経営計画では、当社ビジネスモデルを以下の3つの事業スタイルでお客様に価値を提供し事業成長を加速してまいります。

- 受託ビジネス
 - ・Sier向け事業
 - ・プライム向け事業
- 企画ビジネス
 - ・サービス提供事業

受託ビジネスにおける「Sier向け事業」では、主要Sierとの協業推進を図るとともに、案件の大規模化やワンストップサービスの確立、モダナイゼーションへの対応による領域拡大を実行してまいります。また、当社の強みである「ソフトウェアエンジニアリング」において競争優位を発揮し、受注案件において様々な業種・業務、新しい技術にチャレンジすることで、さらなる強みの強化に努めます。現状の受託開発における契約形態を見直し、改善することで、高度・多様化するお客様の要望に合致する付加価値の提供を行い、収益性の向上を図ってまいります。

「プライム向け事業」では、受注規模の拡大ならびに収益性向上の両面を目指してまいります。お客様との関係性をより一層強化するとともに、お客様の事業成長に直結した経営課題に対して、先進技術も用いた積極的な提案活動を行い、既存案件の更なる拡大を図ります。また、当社の保有するノウハウや知的資本を武器に、新領域でのお客様の獲得や事業開拓を行い、成長の軸となる顧客基盤の形成に努めてまいります。

企画ビジネスにおける「サービス提供事業」では、国内企業のビジネス基盤を変革するサービスの提供を目指し、お客様のビジネス課題を解決するアプリケーションサービスや、高いクラウド技術力によるプラットフォームを活用したプロフェッショナルサービスの提供を実施してまいります。具体的には、Sier企業やクラウドソリューションベンダーとの協業を図るとともに、当社発の人的資本サービス『H・CUBIC[®]』の確立による新たな収益モデルの構築を行ってまいります。

※当社が構想する人的資本サービス。人的資本経営をトータルに支援するサービスとして、人材情報管理システム、AI技術を活用した分析ソリューション、人材・組織の価値向上支援プロダクトから構成されている。

2) 事業基盤の強化

当社グループにおいて、事業成長を加速・促進するための事業基盤の強化は、重要な経営課題と捉えております。特に成長の軸となる以下の4点について、その強化に努めてまいります。

- 品質の強化
- 生産体制の拡充
- 協業推進
- 研究投資

①品質の強化

「品質の強化」では、不採算案件の発生を防ぐため、中小規模プロジェクトを含めてリスクを早期に発見・対応できるように品質管理体制の強化を図ります。

品質管理においては、プロジェクトの管理とフォローを実施するとともに、お客様の外部環境変化や先進技術、新規開発手法などの新たなリスクにも柔軟に対応することで、継続的な品質向上活動を推進します。また、見積提案段階ではリスクを十分に洗い出し、後工程での品質・コスト・納期への影響を最小限にとどめる対策を講じるとともに、トラブルプロジェクトが発生した場合は、他プロジェクトへの影響を常に注視し、必要に応じて対策本部を設置し迅速に問題への対応を行います。

並行して、プライム案件のさらなる拡大を進めるべく、財務・法務・セキュリティといったリスクへの対応力の強化に努めるとともに、現状の当社独自フレームワークに加え、品質管理ノウハウを蓄積・体系化することで、品質管理体制を強化してまいります。

②生産体制の拡充

「生産体制の拡充」では、全社横断的なリソースコントロールを推進し、生産拠点のヘッドクォーター（本社：ソフトウェア開発本部）を中心にグループ各社やビジネスパートナーとの連携を深めてまいります。また、国内の各拠点（北海道、名古屋、大阪、福岡）では、生産性向上に資する施策の推進と生産革新への投資を積極的に進めるとともに、開発拠点の拡充による安定した生産体制の構築に努めてまいります。

ビジネスパートナー戦略においては多様な国内外パートナーとの協業を拡大し、新規ビジネスパートナーとの関係構築に取り組みます。

海外の開発拠点の一つであるベトナムキューブシステムでは、人材の育成を強化し、オンサイトでブリッジエンジニアを活用してオフショア開発案件の拡大を図り、グループ全体としての総合力を高めてまいります。

③協業推進

「協業推進」では、主要なSierとのシナジーを更に生み出すべく、協業テーマの具体化を通じて多様な社会課題の解決促進と顧客サービスの充実・拡大を通じて持続的な成長を目指してまいります。

また、当社はSier向け案件を上流から下流までワンストップで請負うソフトウェアエンジニアリング(ワンストップサービス)を志向し、取り組んでおります。当社の担当範囲の拡大や生産技術革新、生産性の向上などを図り、開発後のエンハンスも視野に入れた事業活動を展開することで、お客様との関係性を向上してまいります。

社内では提案力強化研修や営業ナレッジの共有を推進し、全社一丸となって付加価値の向上に努めてまいります。これらの取り組みにより、協業を通じた事業成長と社会貢献を実現してまいります。

④研究投資

「研究投資」に関しては、事業成長の実現を見据え、顧客ニーズやマーケット動向を的確にとらえながら、AIやIoTをはじめとする先進技術を積極的に取り込んでまいります。また、全社横断での中期投資活動を通じ、生産・運用関連技術や新規事業創発、エンゲージメント向上といった多様なテーマに取り組み、研究プロジェクトの推進を加速させております。今後もプロトタイプ的设计・製作・実証実験を積極的に展開し、AI活用を含めた新たな分野への研究成果を新規事業へと展開してまいります。

また、新規ソリューションサービスの調査・研究開発を着実に進めるとともに、当社が培ってきた強みであるソフトウェアエンジニアリングの知的資産化を図り、競争優位性のさらなる強化に努めてまいります。

3) 経営基盤の強化

当社グループでは、事業を支える経営基盤の強化・構築は重要な経営課題と位置づけ、多様な活動に取り組んでおります。第2次中期経営計画では、3点に注力することで持続的に成長してまいります。

- 人的資本の充実
- 内部統制/ガバナンス
- 企業風土改革

①人的資本の充実

「人的資本の充実」では、V2026第2次中期経営計画の実現に向けた人的資本経営の確立を目指し、「量的拡大」として社会の要請に応えるエンジニアリング力の増強、「質的充実」として社員のパフォーマンスを高める育成・制度・報酬の向上、そして「意欲の向上」として働き方や環境改善によるウェルビーイング経営の推進、これら3つを柱に実践を進めています。

具体的施策として、量的拡大においては、新卒・中途両面で採用チャネルを多様化し、地方での採用

やアルムナイ、ヘッドハンティング等による多様な人材の確保に取り組んでまいります。質的充実においては、若手リーダーの早期育成を目的としたプログラムや、スペシャリスト・マネジメントなど各層への成長支援施策、eラーニングや外部研修など実践的な学びの機会も提供してまいります。さらに、社員一人ひとりのキャリアや目標に合わせた育成計画を作成し、PDCAを回しながら成長をサポートしてまいります。

最後に意欲の向上においては、新人事制度や柔軟な働き方施策、多様なキャリアパスの実現を促進してまいります。成績評価やMVP制度による報酬・処遇面の向上も図ってまいります。

あわせて、ウェルビーイング経営や健康経営、快適なオフィス環境の整備にも注力し、社員がやりがいや働きがいを実感できる職場づくりに取り組むことで、社員との更なるエンゲージメント向上に努めてまいります。

②内部統制/ガバナンス

「内部統制/ガバナンス」では、市場や顧客に満足いただけるソリューションサービスを提供し続けるために、公正かつ効率的な経営を支えるコーポレートガバナンスを重要課題と捉え、その充実に努めております。当社のガバナンス体制は、監督・モニタリング、適正かつ機動的な意思決定に資するだけでなく、会社の経営プロセスを有効かつ効率的に機能させるために多面的な助言を行うことで、その実効性を高めております。特に事業戦略、人事戦略、コンプライアンス、セキュリティといった重要課題に対する経営の取り組み状況を注視し、対策の補強や適正化に貢献しております。また、パンデミックや、その他災害への対策、地政学的リスクなどを加味した事業継続プログラム(BCP)の改善も進めていくことで、持続可能な運営に努めてまいります。

③企業風土改革

「企業風土改革」では、経営理念に基づき、社会発展のために果たすべき義務や役割を理解し、社員一人ひとりが事業や地域貢献などの活動を通じて企業価値向上と社会課題解決の実現に向けた意識改革を進めてまいります。その基盤となるコンプライアンスの実践を重要な経営課題の一つとして位置づけ、「法令や規則を守ること」に留まらず「会社に関わる全てのステークホルダーの信頼に応えること」を当社のあるべき姿として意識醸成に努めております。

この考え方に基づいて、社員と会社が共に成長し、共に成果を分かち合うウェルビーイング経営を志向してまいります。そして、地域社会発展への貢献や環境にやさしい経営の実践、企業活動における人権尊重などにも取り組んでまいります。

これらの施策により、2026年3月期の連結業績の見通しにつきましては、売上高19,500百万円(前期比6.3%増)、営業利益1,750百万円(同26.7%増)、経常利益1,760百万円(同26.3%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,220百万円(同3.3%減)を見込んでおります。なお、親会社株主に帰属する当期純利益は、2025年3月期に退職給付制度の移行による特別利益の計上があったため2025年3月期から減少しております。

(5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

- コンピューターソフトウェアの開発および販売
- コンピューターによる事務計算および技術計算の受託
- コンピューターシステムの運営管理の受託

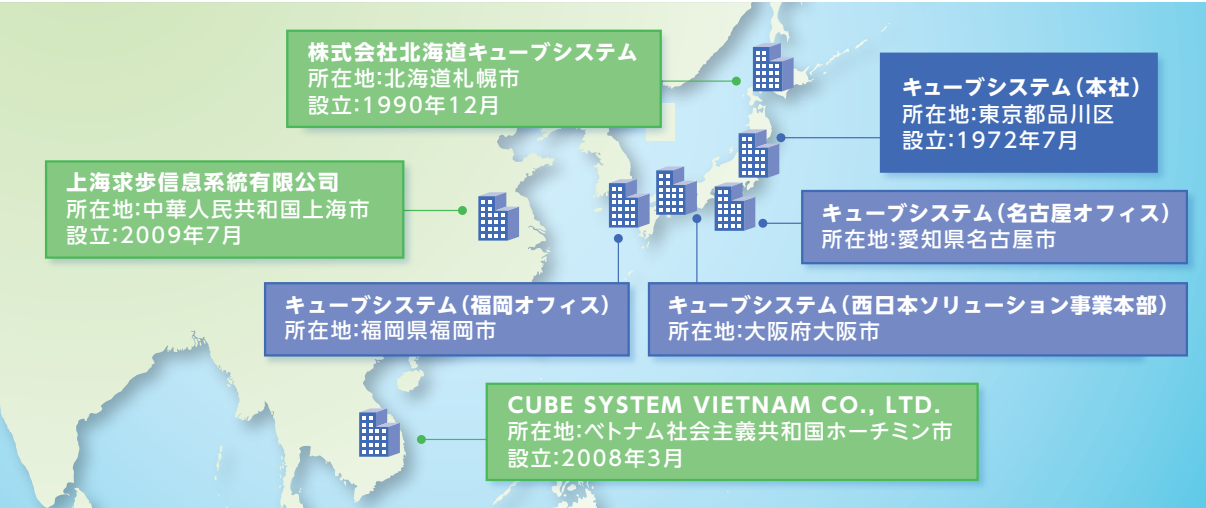
(6) 企業集団の主要拠点（2025年3月31日現在）

① 当社

本 社	東京都品川区
西日本ソリューション事業本部	大阪府大阪市中央区
名古屋オフィス	愛知県名古屋市中区
福岡オフィス	福岡県福岡市博多区

② 子会社

株式会社北海道キューブシステム	北海道札幌市中央区
CUBE SYSTEM VIETNAM CO.,LTD.	ベトナム社会主義共和国 ホーチミン市
上海求歩信息系统有限公司	中華人民共和国 上海市



(7) 使用人の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
918(34) 名	32名増(5名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は()内に当連結会計年度末における期末人員を内数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
702(26) 名	36名増(3名増)	33.7歳	8.5年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は()内に当事業年度末における期末人員を内数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	130百万円
株式会社三菱UFJ銀行	100百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数22,364,000株
- ② 発行済株式の総数15,747,198株
(自己株式2,802株を除く)
- ③ 株主数10,484名
(前期末比598名増)
- ④ 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社野村総合研究所	3,178,600株	20.18%
キューブシステム従業員持株会	1,462,902株	9.28%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,202,700株	7.63%
崎 山 収	946,540株	6.00%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬BIP信託口・75824口)	522,034株	3.31%
小 貫 明 美	401,400株	2.54%
内 田 敏 雄	206,980株	1.31%
佐 藤 俊 郁	198,848株	1.26%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与ESOP信託口・80049口)	168,700株	1.07%
崎 山 美 歌	151,420株	0.96%

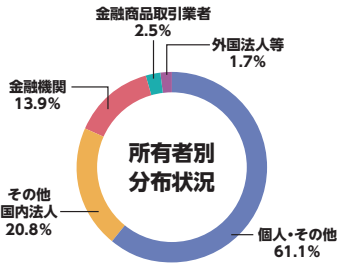
(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
なお、自己株式には「役員報酬BIP信託」及び「株式会社ESOP信託口」において設定した日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬BIP信託口・75824口、株式付与ESOP信託口・80049口) 所有の当社株式690,734株を含んでおりません。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	15,300株	1名

⑥ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。



(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	崎 山 収	
代表取締役	中 西 雅 洋	社長執行役員
取締役	梶 澤 正 樹	
取締役	椎 野 孝 雄	
取締役	永 田 英 恵	株式会社PhileLife 代表取締役
取締役	斎 藤 毅 文	株式会社セットザディレクション 代表取締役 斎藤毅文公認会計士事務所 所長 株式会社薬王堂ホールディングス 社外取締役
常勤監査役	内 田 敏 雄	CUBE SYSTEM VIETNAM CO.,LTD. Supervisor 上海求歩信息系統有限公司 監事
常勤監査役	野 中 達 雄	
監査役	三井田 由香子	三井田公認会計士事務所 所長 一般社団法人善 理事
監査役	福 嶋 美 里	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 カウンセル 弁護士

(注) 1. 取締役椎野孝雄氏、取締役永田英恵氏および取締役斎藤毅文氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役野中達雄氏、監査役三井田由香子氏および監査役福嶋美里氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役野中達雄氏、監査役三井田由香子氏および監査役福嶋美里氏は、以下のとおり、財務および会計ならびに企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
・常勤監査役野中達雄氏は、経営する上での財務的視点やノウハウ、専門性の高い見識を有しております。
・監査役三井田由香子氏は、内部統制構築、経営管理組織の構築アドバイザーの高い知識を有しております。
・監査役福嶋美里氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務やコーポレート・ガバナンスに関する高い知見を有しております。
4. 取締役椎野孝雄氏、取締役永田英恵氏、取締役斎藤毅文氏、常勤監査役野中達雄氏および監査役三井田由香子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役および各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の各取締役および各監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の損害賠償金または争訟によって生じた費用等の損害が補填されることとなります。

⑤ 取締役および監査役の報酬等

1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年3月27日開催の取締役会において、執行役員を含む取締役等の報酬等の内容に係る決定方針について、2024年度から2026年度を対象とする中期経営計画に即した業績連動指標の設定や、役位ごとの固定変動比率の見直し等の変更を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

基本報酬は役員の役割・責任に対する固定報酬で、経済・社会の情勢および同業他社の水準を考慮し、中期経営計画の初年度に報酬テーブルの見直しを行い決定します。社外役員は客観的立場での監査、監督・助言を行う役割であることから基本報酬のみとしています。

b. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬は賞与(短期インセンティブ)および株式報酬(中期インセンティブ)で構成します。賞与は執行役員への賞与を含めて連結営業利益の10%以内とし、当該事業年度の業績の達成率、前年度比、経営を取り巻く環境等を総合的に勘案し決定します。株式報酬は中長期の経営目標(財務・非財務)に対する達成度に応じて年度ごとに付与される役位別ポイントの累計に相当する株式を中期経営計画の最終年度終了後に交付します。

c. 非金銭報酬等に関する方針

株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に中期インセンティブとして株式報酬制度を導入しています。

d. 報酬等の割合に関する方針

非業務執行取締役および監査役に対する報酬は、すべて固定報酬としております。社内取締役に対する固定報酬のうち10%を上限として退職給付型の株式報酬を支給します。業務執行取締役に対する報酬は、固定報酬の割合を60%～70%、業績連動報酬の割合を30%～40%としております。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

各報酬に対する付与時期や条件は以下のとおりです。
基本報酬……期初に年額を決定し、12分の1を毎月支給
退職給付型株式報酬……当該事業年度終了後の一定の時期に役位に応じたポイントを付与し、退任時に累積ポイント数(1ポイント=100株)に対し、一定の割合は株式を付与、残りは換価処分した相当額の金銭として給付
賞与……事業年度終了後の一定の時期に支給
業績連動型株式報酬……中期経営計画の目標(財務・非財務)に対する当該事業年度の達成度に応じて毎年ポイントを付与し、中期経営計画の最終年度終了後に累積ポイント数に対し、一定の割合は株式を付与、残りは換価処分した相当額の金銭として給付

f. 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の個別報酬額は、取締役会から一任を受けている代表取締役会長崎山收氏が株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、当社全体の業績を俯瞰しつつ決定しています。
基本報酬については責任と役割により決定します。なお、基本報酬決定における各取締役へ期待する役割は、選任時に同氏より指名・報酬諮問委員会にて報告されております。
また、賞与については業績への貢献度等を勘案した上で決定します。なお、各取締役に対する評価結果は、同氏より年度終了後の指名・報酬諮問委員会にて報告されております。

g. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

役員報酬は、取締役会の諮問に基づき指名・報酬諮問委員会で審議されます。取締役会は指名・報酬諮問委員会の答申を受けて報酬を決定します。指名・報酬諮問委員会は独立社外取締役を委員長とし、過半数の委員を社外取締役で構成することで、報酬決定プロセスの透明性、妥当性を確保しています。当事業年度は、指名・報酬諮問委員会を8回開催しております。報酬等に関する議案としては、前事業年度の賞与および株式報酬の付与ポイントならびに翌事業年度の報酬の種類別予算の審議についての検討を行いました。

2) 当事業年度にかかる報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	178 (24)	166 (24)	11 (－)	－ (－)	15 (－)	6名 (3名)
監査役 (うち社外監査役)	41 (21)	41 (21)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	5名 (4名)
合計 (うち社外役員)	220 (45)	208 (45)	11 (－)	－ (－)	15 (－)	11名 (7名)

(注) 1. 上表には、2024年6月21日開催の第52回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名(うち社外監査役1名)を含んでおります。
2. 使用人を兼務している取締役はおりません。
3. 業績連動報酬等の算定方法は「1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。
4. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (1) ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
5. 取締役の金銭報酬の額は、2001年6月28日開催の第29回定時株主総会において年額500百万円以内と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給とは含まない)。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。
また、金銭報酬とは別枠で、取締役および執行役員を対象に信託型株式報酬として2021年6月23日開催の第49回定時株主総会において、株式付与ポイントの上限を年2,100ポイント以内、3事業年度の上限を340百万円以内(社外取締役は付与対象外)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は4名です。
6. 監査役の金銭報酬の額は、2001年6月28日開催の第29回定時株主総会において年額100百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。
7. 賞与の個人への配分は、基本報酬を算定の基礎とし、単年度業績(財務・非財務)への貢献度に応じて決定しております。貢献度の評価は代表取締役が実施し、個人への配分を決定します。評価結果は指名・報酬諮問委員会で報告されます。

6 社外役員に関する事項

- 1) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- 取締役永田英恵氏は、株式会社PhileLifeの代表取締役であります。
当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - 取締役斎藤毅文氏は、株式会社セットザディレクションの代表取締役および斎藤毅文公認会計士事務所の所長、ならびに株式会社薬王堂ホールディングスの社外取締役であります。
当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
 - 監査役三井田由香子氏は、三井田公認会計士事務所の所長および一般社団法人善の理事であります。
当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - 監査役福嶋美里氏は、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業のカウンセル 弁護士であります。
当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況および社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 椎野孝雄	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。 主に企業経営および情報産業に関する専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬諮問委員会の委員長として当事業年度に開催された委員会8回の全てに出席するとともに、サステナビリティ・ガバナンス委員会の委員としても当事業年度に開催された委員会6回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役 永田英恵	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。 主に様々な業種で産業医として職場環境の整備、メンタルヘルス対策等に関する幅広い知見、ならびに人間支援工学の分野に関する専門性を元に、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会8回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役 斎藤毅文	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。 主に公認会計士として企業会計やコーポレートガバナンスに関する幅広い知見から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会8回の全てに出席するとともに、サステナビリティ・ガバナンス委員会の委員としても当事業年度に開催された委員会6回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。

	出席状況、発言状況および社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
常勤監査役 野 中 達 雄	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。 主に財務に関する経営管理の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、ならびに内部統制システムの構築・運用にあたり助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の管理システムならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監 査 役 三井田由香子	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。 主に財務および会計に関する専門的な知識や内部統制構築、経営管理組織の構築アドバイザーの見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、ならびに内部統制システムの構築・運用にあたり助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の管理システムならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監 査 役 福 嶋 美 里	就任後に開催された取締役会12回の全てに、また、監査役会10回の全てに出席いたしました。 主に弁護士として企業法務に関する専門的な知識やコーポレート・ガバナンスの見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、ならびに内部統制システムの構築・運用にあたり助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の管理システムならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

(注) 監査役福嶋美里氏は、2024年6月21日開催の当社第52回定時株主総会において監査役として選任されており、取締役会の出席回数は就任後の開催数12回、監査役会の出席回数は就任後の開催数10回で記載しております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称
- 有限責任監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度にかかる会計監査人としての報酬等の額	46百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度にかかる会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑤ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、安定的な収益力、効率的な投下資本の運用、および持続的な高い成長力を示す重要な経営目標として、ROE14%以上を掲げております。

当社は、株主の皆様への利益還元を上場企業の責務であると考え、経営の最重要課題と認識しており、業績向上に邁進し、安定配当・時価総額の増大を図ることで株主資産価値の向上を目指しています。

配当については、持続的な成長のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様への還元として連結配当性向50%を目安に安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当事業年度の期末配当金については、上記の方針および業績などを総合的に検討いたしました結果、株主の皆様の日頃のご支援にお応えすべく、2025年4月30日開催の取締役会決議により1株につき20円とさせていただきます。なお、中間配当金1株当たり20円と合わせまして、年間配当金は1株当たり40円となりました。

内部留保資金につきましては、従業員の採用・育成や新技術の獲得、ソリューションを開発するための研究開発費用および開発拠点の拡充等に充当する予定です。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当期 2025年3月31日現在
負 債 の 部	
流動負債	2,387
買掛金	802
短期借入金	230
未払法人税等	206
契約負債	23
賞与引当金	465
役員賞与引当金	4
受注損失引当金	29
その他	625
固定負債	1,104
株式報酬引当金	284
株式給付引当金	35
資産除去債務	203
繰延税金負債	384
その他	195
負債合計	3,491
純 資 産 の 部	
株主資本	9,733
資本金	1,400
資本剰余金	1,491
利益剰余金	7,496
自己株式	△654
その他の包括利益累計額	1,141
その他有価証券評価差額金	727
為替換算調整勘定	39
退職給付に係る調整累計額	374
純資産合計	10,874
負債純資産合計	14,366

計算書類

(単位：百万円)

科 目	当期
	2024年4月1日から2025年3月31日まで
売上高	18,351
売上原価	14,403
売上総利益	3,947
販売費及び一般管理費	2,566
営業利益	1,380
営業外収益	41
受取利息	5
受取配当金	17
消費税差額	7
受取保険金	5
その他	6
営業外費用	29
支払利息	1
為替差損	5
投資事業組合運用損	19
その他	3
経常利益	1,393
特別利益	411
退職給付制度改定益	359
投資有価証券売却益	52
特別損失	33
過年度退職給付費用	33
税金等調整前当期純利益	1,771
法人税、住民税及び事業税	406
法人税等調整額	103
当期純利益	1,261
親会社株主に帰属する当期純利益	1,261

36

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当期 2025年3月31日現在
資 産 の 部	
流動資産	9,084
現金及び預金	5,635
売掛金	2,876
契約資産	330
仕掛品	1
その他	239
固定資産	4,008
有形固定資産	179
建物	153
器具及び備品	24
土地	1
無形固定資産	3
その他	3
投資その他の資産	3,825
投資有価証券	2,170
関係会社株式	94
関係会社出資金	74
前払年金費用	780
その他	705
資産合計	13,093

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当期 2025年3月31日現在
負 債 の 部	
流動負債	2,287
買掛金	809
短期借入金	230
未払金	259
未払費用	171
未払法人税等	199
契約負債	12
預り金	28
賞与引当金	425
役員賞与引当金	4
受注損失引当金	27
資産除去債務	44
その他	74
固定負債	919
繰延税金負債	222
株式報酬引当金	284
株式給付引当金	34
資産除去債務	187
その他	190
負債合計	3,207
純 資 産 の 部	
株主資本	9,158
資本金	1,400
資本剰余金	1,494
資本準備金	1,339
その他資本剰余金	155
利益剰余金	6,918
利益準備金	23
その他利益剰余金	6,894
別途積立金	125
新事業開拓事業者投資 損失準備金	18
繰越利益剰余金	6,751
自己株式	△654
評価・換算差額等	727
その他有価証券評価差額金	727
純資産合計	9,886
負債純資産合計	13,093

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当期 2024年4月1日から2025年3月31日まで
売上高	17,375
売上原価	13,634
売上総利益	3,740
販売費及び一般管理費	2,408
営業利益	1,332
営業外収益	45
受取利息	2
有価証券利息	4
受取配当金	29
その他	3
受取保険金	5
営業外費用	32
支払利息	1
その他	3
為替差損	8
投資事業組合運用損	19
経常利益	1,345
特別利益	389
退職給付制度改定益	337
投資有価証券売却益	52
特別損失	66
減損損失	32
過年度退職給付費用	33
税引前当期純利益	1,668
法人税、住民税及び事業税	385
法人税等調整額	102
当期純利益	1,179

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

株式会社キューブシステム
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 佐野 明 宏
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 浅井 則 彦

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社キューブシステムの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キューブシステム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために

経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

株式会社キューブシステム
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 佐野 明 宏
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 浅井 則 彦

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キューブシステムの2024年4月1日から2025年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第53期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
- 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月15日

株式会社キューブシステム 監査役会

常 勤 監 査 役 内 田 敏 雄 印

常 勤 監 査 役（社外監査役） 野 中 達 雄 印

監 査 役（社外監査役） 三井田 由香子 印

監 査 役（社外監査役） 福 嶋 美 里 印

取締役体制 (2025年6月26日付)



後列
社外取締役 斎藤 毅文
社外取締役 椎野 孝雄
社外取締役 永田 英恵

前列
取締役 栃澤 正樹
取締役会長 崎山 収
代表取締役 中西 雅洋
取締役 小高 実

監査役体制 (2025年6月26日付)



監査役 三井田 由香子
常勤監査役 内田 敏雄
常勤監査役 野中 達雄
監査役 福嶋 美里

■ 業務執行体制(2025年4月1日付)



後列 執行役員 大田 亮 上席執行役員 米田 敏 常務執行役員 若松 大起 常務執行役員 金井 進 常務執行役員 藍原 広治 上席執行役員 北垣 浩史 執行役員 野村 宗史 執行役員 宮崎 信人

前列 常務執行役員 熊谷 謙吉 常務執行役員 飯田 賢一郎 社長執行役員 中西 雅洋 常務執行役員 小高 実 常務執行役員 西村 秀明

■ 会社概要

社 名	株式会社キューブシステム
設 立	昭和47年(1972年)7月5日
資 本 金	14億円
年 商	183億円(2025年3月期、連結)
従 業 員 数	992名(2025年4月1日現在、連結)
上 場 取 引 所	東京証券取引所プライム市場
本 社	東京都品川区大崎2-11-1 大崎ウイズタワー
子 会 社	株式会社北海道キューブシステム CUBE SYSTEM VIETNAM CO., LTD. 上海求歩信息系統有限公司

■ 株主メモ

事 業 年 度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定 時 株 主 総 会	毎年6月中
上 記 基 準 日	毎年3月31日 その他必要があるときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めます。
配当金受領株主確定日	毎年3月31日(中間配当を行う場合は9月30日)
株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同 連 絡 先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 電話 0120-232-711(通話料無料) 郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
公 告 方 法	電子公告 (当社ホームページ https://www.cubesystem.co.jp/ に掲載。) ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載します。

- (ご注意)
- 株主様の住所変更、買取請求その他各種手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
 - 特別口座に記録された株式に関する各種手続きにつきましては、左記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問い合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にでもお取次ぎいたします。
 - 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。